

平成29年度定期監査結果報告書

1 監査の対象課等

(第一次) 総務部 (総務課、行政経営課、防災課、市民協働課、地方創生推進室)
復興政策部 (復興政策課、環境未来都市推進室、復興都市計画課)
会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局
移転対策部 (生活再建支援課、用地対策課)

(第二次) 市民生活部 (市民課・鳴瀬総合支所、税務課、収納対策課、環境課)
保健福祉部 (福祉課、子育て支援課、健康推進課)
教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課、学校給食センター、
生涯学習課、図書館、奥松島縄文村歴史資料館)

(第三次) 総務部 (工事検査室)
建設部 (建設課、建築住宅課、下水道課)
産業部 (農林水産課、商工観光課)
農業委員会事務局
監査委員事務局

2 監査の期間

(第一次) 平成29年11月 2日 (木) ~ 平成29年12月26日 (火)
(第二次) 平成30年 1月 9日 (火) ~ 平成30年 3月 7日 (水)
(第三次) 平成30年 4月 4日 (水) ~ 平成30年 5月11日 (金)
(工事監査) 平成30年 4月23日 (月) ~ 平成30年 5月31日 (木)
(財政援助) 平成30年 3月16日 (金) ~ 平成30年 3月30日 (金)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成29年度一般会計及び特別会計のほか、必要に応じ平成28年度に執行された事業等について、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、事前に監査対象部署から関係資料の提出を求め、その資料に基づき事前調査を行い、その後、提出された書類から抽出したヒアリング事項について、担当職員から説明を受けるとともに事情聴取及び現地調査により実施した。

4 監査の結果

事務事業については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、概ね適正に執行されているものと認める。

なお、軽微な事項については、その都度、関係者に指導したので記述を省略した。

(1) 法令遵守に関すること

臨時職員の任用について、概ね適正に処理されていると認める。今後も関係法令を遵守し適正に対処されたい。

(2) 公金等管理に関すること

窓口釣り銭については例月現金出納検査における「現金保管状況」により確認を行っており、定期監査においてはその他公金及び準公金の保管状況について、出納簿と預金通帳の突合及び通帳・使用印鑑の保管状況を確認した。

なお一層「公金収納と管理適正化等に係る改善指針」のとおり適正に実施されたい。

(3) 服務に関すること

ア サービス関係書類の整理については毎年度周知を図っているものの、依然として出勤簿の押印漏れ、年休簿の取得時間誤り等が散見された。各課管理職においては、決裁時に十分なチェックと指導に努められたい。

イ 時間外勤務について、月60時間を超える職員が見受けられた。震災復興に伴う業務は未だに多いものの、職員の健康管理の観点から各部署においては、業務量の平準化を図るよう努められたい。

(4) 契約に関すること

震災後7年目となるが、市財務規則第114条の規定を超える随意契約のうち1者随意契約により執行している比率は前年度より0.2%増加し依然として多い。

契約種別による随意契約件数等の内訳は下表のとおりである。

契約種別と随意契約範囲額 (財務規則第114条)	全件数 (a)	随契範囲超え1者 随意契約件数(b)	比率 (b/a)	(参考:前 年度比率)
工事又は製造の請負 130万円	149件	8件	5.4%	5.6%
財産の買入れ 80万円	53件	14件	26.4%	9.1%
物件の借入れ 40万円	55件	17件	30.9%	36.0%
その他(業務委託等) 50万円	509件	172件	33.8%	40.0%
計	766件	211件	27.5%	27.3%

地方自治法では、地方公共団体の行う契約は一般競争入札を原則とし、指名競争入札、随意契約等については政令の定めにより該当する場合に限り行うことができると規定されている。随意契約は地方自治法施行令第167条の2の規定に該当する場合に限

られており、1者からの見積書徴収については市財務規則第115条第1号に該当する場合とされており限定的であり、契約にあたっては関係法令を遵守し適正執行に努められたい。

(5) 財務事務に関すること

概ね適正に処理されていると認められ特記すべき事項は特になし。

(6) 財産管理に関すること

ア 東松島市安全運転管理規程第17条の規定による自動車運転日誌への運行状況の記録について、各課配備の公用車で記載不備が散見された。履行を再度徹底されたい。

イ 震災後、多くの土地、建物、物品等を取得しており、それらの財産について有効活用を図るとともに適正な維持管理に努められたい。

(7) 工事監査に関すること

工事監査については災害復旧・復興関連の工事件数が多いことから高額案件を中心に、下記のとおり抽出して書類・現地調査を実施した。

No	担当課	工 事 名	契約金額
1	建設課	平成27年度復興交付金事業 立沼・浜市線（浜市工区）改良工事	1,027,854,360 円
2	下水道課	(債)平成27年度 下街道排水区（雨水排水）下水道管渠工事	1,379,215,080 円
3	教育総務課	平成27年度 鳴瀬第二中学校（鳴瀬未来中学校）災害復旧工事（建築工事）	2,340,223,920 円
4	教育総務課	平成27年度 鳴瀬第二中学校（鳴瀬未来中学校）災害復旧工事（機械設備工事）	168,402,240円
5	教育総務課	平成27年度 鳴瀬第二中学校（鳴瀬未来中学校）災害復旧工事（電気設備工事）	246,422,520円

監査内容は、契約関係書類並びに工事施工写真・管理資料等の工事成果品について確認を行った。現地調査は、完成物件が契約書のとおり完成し、その効用を十分発揮しているか確認した。

その結果は、概ね適正に施工されていると認める。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に指導したので記述を省略した。

(8) 財政援助団体等監査に関すること

地方自治法第199条第7項により、平成28年度に実施した事業のうち、補助金交付団体3団体、交付金交付団体4団体、及び公の施設の指定管理者3件を抽出し、提出された関係資料を基に補助金交付決定に係る事務処理等が適正かつ効率的に行われたか、また、必要に応じて監査対象所管及び指定管理者から関係書類、証拠書類の提出を求めるとともに現地調査を行い関係職員の説明を聴取し、所管所属に対しては指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

その結果は、概ね適正に処理されていると認める。

補助金

担当課	事業名	団体名	補助金額
市民協働課	小野地域コミュニティ再生事業補助金	小野地域まちづくり協議会	12,000,000円
商工観光課	東松島市商工会育成補助金	東松島市商工会	8,065,000円
子育て支援課	東松島市小規模保育事業施設整備補助金	株式会社GENKIっこ	28,347,000円

交付金

担当課	事業名	団体名	交付金額
市民協働課	地域まちづくり交付金	野蒜まちづくり協議会	9,371,630円
農林水産課	多面的機能支払交付金	東松島市北部広域協定運営委員会	5,038,200円
農林水産課	多面的機能支払交付金	東松島市小松広域協定運営委員会	9,053,700円
商工観光課	東松島市奥松島公社観光復興支援事業交付金	株式会社奥松島公社	10,000,000円

指定管理

担当課	事業名	指定管理者名	指定管理料
市民協働課	赤井市民センター指定管理	赤井地区自治協議会	20,256,390円
市民協働課	野蒜市民センター指定管理	野蒜まちづくり協議会	16,258,410円
生涯学習課	独立型社会体育施設指定管理	特定非営利活動法人東松島市体育協会	42,393,240円